

概要説明 テキスト

発言者	内容
<p>保健体育課 大松指導幹</p>	<p>○「埼玉県地域クラブ活動の整備・充実に向けて」の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、新たな地域クラブ活動への整備・充実に向けて検討を進めている。 ・国の動向としては、中学校の部活動改革を進めるに当たり、令和4年12月、ガイドラインを公表し、新たな地域クラブ活動の整備に向けた考え方を示した。 ・少子化の中、生徒のスポーツ・文化芸術の機会を、地域のスポーツ・文化芸術から支えていくという視点で、新たに地域クラブ活動を整備する必要があるとした。 ・また、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」と位置付け、地域の実情に応じ、関係者の理解の下、新たな地域クラブ活動の整備について、できるところから取組を進めることが望ましいとの方針を示している。 ・なお、新たな地域クラブ活動は、社会教育法上の「社会教育」、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」に位置付けられるとのこと。 ・本県においても、地域差はあるが、進展する少子化などを背景に、従来の部活動を実施・運営することが困難となりつつある。 ・そこで、県として、地域における生徒の多様な活動の場と機会を提供できるよう、まずは休日について、生徒の希望する活動を可能とする環境の整備を目指す。 ・従来のクラブ活動・サークル活動・習い事に加え、休日の新たな地域クラブ活動を整備することで、生徒の選択肢を増やし、生徒にとって自由で多様な休日の活動を提供していくという考え方。
	<p>○「市町村立中学校等 生徒数の推移」について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県の生徒数は、昭和61年度の33万8471人をピークに減少し、令和5年度は17万5240人と、今後も減少が続くことが予想される。
	<p>○「埼玉県内公立中学校等 部活動数、部員数の推移」について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動数について→あまり減っていない。 【平成23年度】：男子運動部…3018 女子運動部…2671 文化部男女…1251 【令和4年度】：男子運動部…2984 女子運動部…2629 文化部男女…1172 ・部員数には減少がみられる。 運動部は男子、女子ともに部員数が減少している。文化部は増加傾向にあるが、生

	<p>徒数の減少に伴い、部員数全体は減少している。部活動数はあまり変わらず、部員数は減少しているため、一つの部活動当たりの部員数が減少している状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女それぞれの種目別の部員数の推移では、サッカー、野球、ソフトボールなど、集団競技等の部員数の減少が顕著となっている。 ・なお、部活動への参加は生徒の任意であり、現行の学習指導要領に「自発的、自主的な参加により行われる部活動については」と記載されている。 ・また、昨年度末、県教育委員会では改めて、部活動の参加は生徒の任意であることの周知のため、リーフレットを各市町村教育委員会に送付した。 ・部活動の参加が任意であることの周知が進むことで、さらなる減少も予想される。
	<p>○「埼玉県地域クラブ活動の整備・充実に係る方針」について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国のガイドラインでは、都道府県及び市町村において、新たな地域クラブ活動整備の取組を重点的に行っていくための計画等の策定を求めており、県では「埼玉県地域クラブ活動の整備・充実に係る指針」として策定を進めることとしている。 ・この指針は、まずは休日の新たな地域クラブ活動を整備し、生徒が希望する活動ができるよう、各市町村を支援することを目的に、具体的な取組の内容や効果、スケジュール等を示す予定。 ・そのため、県としては埼玉県地域クラブ活動推進協議会を設置し、令和6年1月の指針の策定を目指し、協議を進めている。 ・この協議を進めるに当たり、指針に関する県としての基本的な考え方について、「埼玉県地域クラブ活動の整備・充実に係る方針」として整理し、令和5年7月3日に市町村にも示した。 <p>今後、方針をもとに、指針の策定を進めていく。</p>
	<p>○「埼玉県学校部活動と地域クラブ活動の整備・充実に係る方針」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県における新たな地域クラブ活動の整備・充実については、「学校と地域で育む子どもたちの未来」を基本理念とし、「地域クラブ活動の整備・充実を図ることにより、生徒に多様な活動機会を提供する」ことを目的として進めたいと考えている。 ・具体的な考え方としては、まず、学校部活動や従来の習い事に加え、生徒が多様なスポーツ・文化芸術活動を自ら選択できる環境の提供を目指す。 ・整備を進めるに当たり、まずは休日について地域クラブ活動を基本とし、平日は学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校部活動を継続する。 ・また地域クラブ活動の整備・充実が、各市町村における地域住民も対象とした、地域スポーツ・文化芸術活動振興の契機とすると捉えている。 ・地域クラブ活動への体制移行期間について、令和5年度から令和7年度を「活動環

	<p>境整備期間」とし、各市町村が国の委託金を活用して休日の新たな地域クラブ活動の実証事業を行い、活動環境の整備を進める期間とする。</p> <p>また、生徒や保護者、地域の方々へ地域クラブ活動について周知する期間としても、捉えていただきたいと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そして、令和8年度から令和10年度を「活動環境定着期間」とし、各市町村が、実証事業等の成果と課題をもとに、地域の実情に応じて、休日の新たな地域クラブ活動を段階的に拡大し、定着を図る期間とする。 <p>ただし、国の動向によっては、必要に応じて見直し・検討を行う。</p>
	<p>○「新たな地域クラブ活動の整備・充実に向けての課題」について説明</p> <p>【受け皿となる、運営団体、実施主体の確保と指導者の確保について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営団体とは、新たな地域クラブ活動全体の運営に関わる業務、つまりマネジメントを行う団体。 <p>生徒、保護者への連絡調整、指導者の派遣や管理、その他全体的なマネジメントを行う団体を指す。</p> <p>対象として、総合型地域スポーツクラブ、市町村の体育施設等の指定管理者、NPO 団体、民間業者等が考えられるが、市町村や市町村教育委員会が運営団体として活動することも考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体は、生徒に直接指導を行う指導者等が実施主体となる。 ・指導者の確保については量と質、つまり指導者の人数と指導者の指導力が課題となる。 <p>【費用負担について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校部活動でもかかる、会場等への移動費や用具費の一部負担に加え、指導者への謝金、会場使用料、保険料等が新たにかかる。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な課題があり、これは地域によって異なる場合がある。
	<p>○「県による支援策」について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、様々な課題の解決を目指し、教育局や知事部局、関係諸機関と連携して、記載のような支援策を進めていく。 ・まず、本年4月に設置した埼玉県地域クラブ活動推進協議会において、課題の整理、地域クラブ活動の整備に向けた指針の検討・策定、各市町村の取組に対する支援について、協議を進める。 ・次に、実証事業の支援と県内の情報発信を行う。 <p>本年度、国の実証事業を6つの市と9つのスポーツクラブやスポーツチーム等が実</p>

	<p>施する。</p> <p>県では、実施市町村・団体間の連絡調整及び助言等を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、市町村や関係者等を対象とした実証事業の課題や成果などを共有するための報告会や、広く県民を対象とした地域クラブ活動に関する理解促進のための本日開催したシンポジウムのほか、リーフレットやホームページを活用する等により、県内への情報発信をしていく。 ・さらに、運営団体、実施主体、人材の育成・確保に向けて、関連機関と連携を進めるとともに、人材の掘り起こしのための説明会や講習会の実施、人材育成プログラムの開発や人材バンクの整備等の支援策を実施していく。
	<p>○「地域移行の例」について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国がガイドラインで示した休日の部活動の地域移行に係る手順の流れのイメージ図について、一つの例として提示。 ・まず、各都道府県は、協議会の設置、方針の提示、情報発信を行うとあり、埼玉県としても実施しており、今後も進めていく。 ・各市町村の手順の流れの例として、まず、協議会の設置、ニーズ・課題把握・情報発信とある。 <p>協議会の設置は、地域の実情に応じた新たな地域クラブ活動を整備するうえで、状況の把握、方針の決定など重要なポイントとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に運営団体の確保、指導者の確保・マッチング、活動場所の確保、活動内容の決定と示されているが、いずれも各市町村の協議会にて、方針等を周知し、共通理解を図ったうえで、できるところから進めていくことになる考える。 ・そして、協議会等で決定した方針、指導者、活動場所、活動内容等を、生徒、保護者、地域住民に周知し、実施していく流れとなる。
	<p>○「地域における活動機会の整備に向けた取組例」について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日は、4つのタイプを示すが、あくまで例示であるため、各市町村の実情に応じて、実施することが重要。参考として捉えていただきたい。 ・また、4つのうち、1つ選ぶのではなく、1つの市町村の中でも、様々なタイプで新たな地域クラブ活動の整備が必要になると考える。 <p>さらに、これ以外のタイプもあるかと思うため、各市町村の実情に応じた整備をできるところから進めていくことが重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1番左側のタイプは市町村が運営団体となり、地域の実施主体に対して指導を依頼するタイプ。 ・左から2番目は総合型地域スポーツクラブや民間業者等が、運営団体となるタイプ

で、令和4年度の白岡市、戸田市がこのタイプ。

- ・左から3番目はプロチームが運営団体となるタイプ。

- ・1番右は市町村の体育施設などの指定管理者が運営団体となるタイプ。